

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画は、平成17年に女性の参画・男女双方の視点が初めて盛り込まれ、平成20年に政策決定過程における女性の参加が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方の視点を取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、国におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、下記の点について速やかに実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 中央防災会議に3割以上の女性委員を登用すること。
- 2 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

男女共同参画担当大臣

防災担当大臣